

令和6年度補正
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

公募要領

2025年3月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。))」、及びSIIが定める「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)交付規程(SII-BAJ241-01-250130-R。以下、「交付規程」という。))」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く※。)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

※ 令和6年度補正中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)においては、別紙「個人情報取得と利用について」に定めるものとする。(P. 51参照)

目次

1. 事業概要	
1-1	事業名称 5
1-2	事業の目的 5
1-3	予算額 5
1-4	補助事業及び実施スキーム 5
(1)	補助事業 5
1-5	補助対象事業 7
(1)	診断機関要件 7
(2)	事業要件 9
(3)	専門家要件 11
(4)	準専門家要件 11
(5)	拠点要件 13
(6)	支援対象地域要件 14
(7)	支援対象者要件 15
1-6	補助対象経費の考え方 17
(1)	診断機関補助対象経費 17
(2)	補助率及び補助上限額について 26
(3)	計画変更に伴う補助金額増減について 26
(4)	補助対象外となる経費 26
(5)	消費税等の取り扱いについて 27
1-7	支援活動の内容について 28
(1)	支援活動区分の概要 28
(2)	ウォークスルー診断の実施内容 29
(3)	IT診断の実施内容 32
(4)	伴走支援の実施内容 34
1-8	スケジュール 36
(1)	公募期間 36
(2)	補助事業期間 36
2. 交付申請以降の流れ	
2-1	交付申請～交付決定 39
(1)	補助事業の公募 39
(2)	交付申請 39
(3)	審査 39
(4)	採択事業者の決定 39
(5)	交付決定 40
(6)	公表 40
(7)	事務取扱説明会 40
(8)	個人情報の利用目的 40
2-2	補助事業の開始～完了(補助事業開始以降の事務手続き概要) 41
(1)	補助事業の開始 41
(2)	補助事業期間中の事業内容の変更等 41
(3)	進捗状況の月次・中間報告 41
(4)	中間検査 41
(5)	補助金の概算払い 41
(6)	補助事業の完了 41
(7)	実績報告・確定検査 41
(8)	補助金の支払い 41
2-3	補助金の支払い以降 42
3. 申請の方法	
3-1	申請書類 45
3-2	申請方法 47
3-3	申請書類提出期間及び提出先 49
(1)	申請書類提出期間 49
(2)	申請書類提出先 49
(3)	お問い合わせ先 49

別紙 個人情報の取得と利用について



1. 事業概要

1. 事業概要

1-1. 事業名称

令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)

1-2. 事業の目的

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「省エネルギーは第一の燃料」と位置付け、エネルギー効率の向上を最優先課題としている。特に、約330万社といわれる中小企業は地域経済や産業構造の基盤でありながら、省エネ設備の導入や運用改善において財務的・技術的、何より知見的な課題を抱えているケースが多い。

これを踏まえ、エネルギー消費の効率化と脱炭素化を同時に進めるため、省エネ診断やエネルギーマネジメントの導入支援を政策の柱として掲げている。中小企業を対象にした省エネ診断や計測診断は、こうした取組の第一歩であり、エネルギーの「見える化」を促進し、設備投資や運用改善の道筋を提示する重要な役割を担っている。

本事業は、中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できる体制を地域ごとに整備するとともに、地域における中小企業等のエネルギー利用最適化推進施策等に関する情報を提供する事業、及び本事業における補助事業者(以下、「診断機関」という。)がエネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等(以下、「支援対象者」という。)の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資の提案等を行う事業に係る経費を補助することにより、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進し、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

1-3. 予算額

約27.2億円

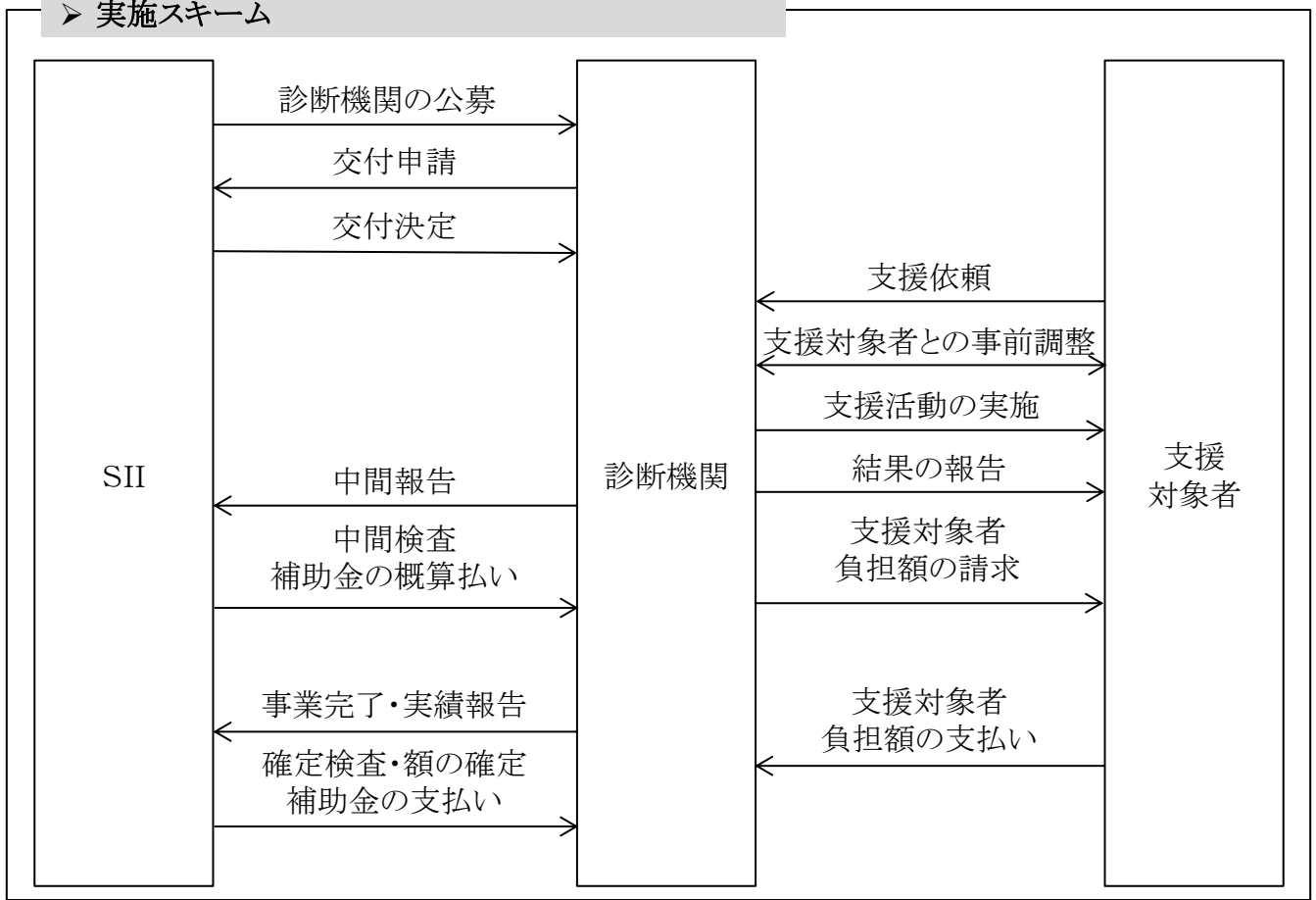
1-4. 補助事業及び実施スキーム

(1) 補助事業

地域における中小企業等の省エネルギー等に係る相談窓口として、省エネルギー等に係る課題を有する支援対象者の工場・ビル等のエネルギー管理状況を把握するため、設備や工場・事業所全体のエネルギー利用最適化に向けた診断(以下、「ウォークスルー診断」という。)、及び計測機器で取得したデータを活用し、設備・プロセスごと等のエネルギー使用状況の見える化、分析等を行った上で、きめ細やかな改善提案を行う診断(以下、「IT診断」という。)を実施する。また、診断後に自社の省エネ等取組に対して継続的な支援を希望する支援対象者へ、ウォークスルー診断及びIT診断(以下、「省エネ診断」という。)の結果を基に、省エネ等取組のサポート(以下、「伴走支援」という。)に対して補助を行う。なお、省エネ診断・伴走支援を実施し、診断・伴走支援報告書等の作成、診断・伴走支援結果の報告等を行う一連の活動を「支援活動」という。

1. 事業概要

➤ 実施スキーム



【注意事項】 営業行為の禁止

本事業は、省エネルギー等の推進を図るため、公的な国庫補助金を財源として行う補助事業の一環であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止とする。

万が一、支援対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合、補助対象経費の精算が認められない、あるいは診断機関及び専門家(準専門家を含む)の登録を解除する場合がある。

1. 事業概要

1-5. 補助対象事業

(1) 診断機関要件

診断機関は、以下の要件を全て満たすこと。

※ 本事業では、伴走支援を実施する診断機関を「省エネお助け隊」、伴走支援を実施しない診断機関を「登録診断機関」と称する。

※ IT診断を実施する診断機関は、以下の要件に加え【IT診断要件】(P. 8参照)も全て満たすこと。

※ 省エネお助け隊は、以下の要件に加え【省エネお助け隊要件】(P. 8参照)も全て満たすこと。

診断機関区分	ウォークスルー診断		IT診断	伴走支援
	設備単位 プラン	工場・事業所 全体プラン		
登録診断機関	○	○	○	×
省エネお助け隊	○	◎	○	◎

◎:実施必須、○:実施可能、×:実施不可

① 国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主であること。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出すること。ただし、電子申告(e-Tax)を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出すること。

② 合理的な計画内容や過去実績から補助事業を実施する能力があると認められ、支援対象者に対して負担額を請求及び回収できる者であること。

③ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を契約の相手方とすることは原則できない(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

※ http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。

⑤ 本事業で定める「別紙 個人情報の取得と利用について」に同意できること。

⑥ 補助事業期間内に10件以上の省エネ診断が可能な計画を有すること。

【IT診断要件】

- ① 計測機器で取得したデータを活用し、設備・プロセスごと等のエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、きめ細やかな改善提案を有料で行った実績を3件以上有することを示せること。ただし、SIIが個別に認めた場合はこの限りではない。
- ② 本事業において、IT診断を実施する体制を有すること。

【省エネお助け隊要件】

- ① 中小企業等の支援を主たる業務としており、地域に立脚した者であること。
- ② 補助事業期間内に、省エネお助け隊が拠点を持つ都道府県において10件以上(拠点を有する都道府県と隣接する都道府県は5件以上)の支援活動が可能な計画を有すること。
※ 上記の計画のうち、1件以上の「工場・事業所全体」のウォークスルー診断、及び1件以上の伴走支援の計画を含むこと。
※ 複数の都道府県を支援対象地域として活動する場合、1都道府県ごとに上記の体制及び計画を有すること。

1. 事業概要

(2) 事業要件

補助事業の実施にあたって、診断機関は以下の要件を全て満たすこと。

※省エネお助け隊は、以下の要件に加え【省エネお助け隊要件】も全て満たすこと。

- ① 支援活動を行うための拠点及び体制、適切な事務処理体制を有し、適正に補助事業の進捗管理ができること。
- ② 本事業における事業責任者は、適切な専門性を有する専門家等と、予め定めた検収方法と基準によって、支援対象者との見積内容に基づいた報告書等を作成しているか確認の上、責任を持って支援活動の品質保証をすること。
※ IT診断を実施する場合は、1名以上の省エネルギー等に関する専門家が、支援活動に従事又は成果物の検収等を行うこと。
※ 支援活動の品質が一定の水準を下回る場合は、SIIから改善を要請することがある。SIIの求めに応じて、改善内容の報告を行うこと。なお、改善がみられない場合、診断機関の活動を制限する場合がある。
- ③ 補助事業完了までの適切な資金計画を有すること。
- ④ 支援対象者からの支援活動の申込受付窓口を設置及び運営し、中小企業等からの相談を受け付けること。
- ⑤ 本事業の周知等を目的とした広報活動を実施すること。
- ⑥ 支援対象者の省エネルギー等に係る課題やニーズを抽出した上で、支援対象者の事業実施場所に専門家を派遣し、支援活動をきめ細やかに行うこと。
- ⑦ 支援活動を行うにあたり、体制内に省エネルギー等に関する専門家を1名以上含むこと。
なお、IT診断を実施する診断機関は、体制内にIT診断に関する専門家(P. 12参照)を1名以上含むこと。
- ⑧ 専門家の拡充に努め、SII及び他の機関、団体等から専門家の紹介があった場合には、積極的に体制内に含めることを検討すること。
- ⑨ 体制内の省エネルギー等に関する専門家が10名以上である診断機関については、原則としてSIIが定める期間内に専門家が実施するウォークスルー診断を補佐する者(以下、「準専門家」という。)を1名以上登録すること。
- ⑩ 本事業において現地に赴き従事する際には、事業遂行において必要最小限の人数かつ訪問回数で原則として最も合理的な経路で移動すること。
- ⑪ 支援活動の実施前に支援対象者に対して見積書を提示し、合意形成の上、支援活動を実施すること。なお、支援対象者との円滑な合意形成を目的とし、支援活動を行う前に実施する打ち合わせ(以下、「事前打ち合わせ」という。)を行うことも可能とする。
- ⑫ 省エネ診断・伴走支援の報告書等を作成の上、対面又はオンラインで報告会を必ず実施すること。
※ 支援対象者が対面での実施を希望する場合は、要望に応えること。
- ⑬ 請求書は、原則として、報告会実施後に発行すること。また、支援対象者負担額は原則として銀行振込により受領すること。

1. 事業概要

- ⑭ SIIが実施する支援対象者向けのアンケート、ヒアリング等に協力することについて、支援対象者から同意を得ること。加えて、診断機関及び外部専門家(外部準専門家を含む)もSIIの求めに応じてアンケート、調査等に協力できること。
- ⑮ 本事業に関する中間報告、実績報告等をSIIが指定する期限内に対応すること。
- ⑯ 支援対象者から支援活動等の内容を公表することについて同意を得ること(P. 51参照)。
※ 支援対象者の機密情報等及び個人情報等はこの限りではない。
- ⑰ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応すること。
- ⑱ 支援活動時における事故等に対し、誠実に対応すること。
※ 支援活動において生じた事故等の責任については、診断機関や支援対象者に帰属するものであり、国や一般社団法人環境共創イニシアチブは責任を負わない。診断機関は必要に応じて、事故等の対応に係る契約等を支援対象者と締結すること。

【省エネお助け隊要件】

- ① 支援活動の申込受付窓口は、事業完了日の属する年度末までは相談窓口としての機能を維持し、自治体や金融機関、(一財)省エネルギーセンター、他の支援機関、SIIが提供するWebページ等を経由した相談等にも対応できること。
- ② 支援対象地域(P. 14参照)における本事業の活動(支援対象者の掘り起こし、地域の省エネ等相談窓口等)を行うための拠点を有すること。
- ③ 事前に自治体から本事業と連携することの合意を得ること。
- ④ 体制内に省エネルギー等に関する専門家として電気分野・熱分野の専門家を各1名以上含むこと、及び経営相談に関する専門家を1名以上含むこと。
- ⑤ 原則として、支援対象地域の都道府県(隣接都道府県含む)に、在住又は勤務している専門家を必ず2名以上登録すること。
- ⑥ 本事業の周知等を目的とした広報活動としてセミナーを開催する場合は、自治体(開催地域の市区町村でも可)、開催地域に所在する金融機関又は中小企業支援実施機関のいずれかの団体と連携すること。なお、セミナーの開催概要及びチラシ、パンフレット等の内容は事前にSIIに相談すること。
- ⑦ 支援対象地域の支援対象者の支援活動を有効かつ効率的に行うため、外部専門家、自治体、金融機関、その他連携している団体等と有機的に連携すること。(連絡会の実施・参加等)
- ⑧ 補助事業期間内に5回以上、情報発信(SIIが提供するWebページを用いた情報発信、展示会・セミナーの開催等)を行うこと。また、採択後SIIが指定する期限内に指定フォーマットにて、自社のPR資料を提出すること。
- ⑨ 本事業に関する月次報告をSIIが指定する期限内に対応すること。
- ⑩ SIIが実施する説明会や講習会等に参加すること。
- ⑪ 支援活動の品質向上を目的として、必要に応じて省エネお助け隊の職員が支援活動に同行すること。

1. 事業概要

(3) 専門家要件

登録する専門家は、支援対象者に対して、支援活動を実施できる能力・知識・経験等を有する者であって、以下の要件を全て満たす者であること。

※体制に含む専門家は、診断機関の職員である専門家(以下、「内部専門家」という。)だけではなく、外部の団体等に所属する専門家(以下、「外部専門家」という。)も可とする。補助事業期間中に新たに専門家を体制に加える場合は、必ず事前に専門家登録の申請の上、SIIの承認を受けること。

- ① 診断機関の事業責任者の要請により、支援対象者に対し専門領域におけるアドバイス等の支援活動が行えること。
- ② 本事業に従事する専門家は、【専門家要件一覧】(P. 12参照)の要件を満たし、支援対象者への対応を行う前に、必ずSIIが実施する基礎研修を受講し、確認テストへの解答が完了していること。
- ③ 外部専門家が所属している団体や企業等又は本人が、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ④ 支援対象地域の都道府県に在住、又は勤務していない専門家を登録する場合は、合理的な理由があること。
- ⑤ 専門家の支援活動について、SIIから品質改善の要請があった場合は、改善に努めること。
※ SIIの求めに応じて、改善内容の報告を行うこと。なお、改善がみられない場合、活動を制限する場合がある。

(4) 準専門家要件

登録する準専門家は、専門家が実施するウォークスルー診断を補佐する者であって、以下の要件を全て満たす者であること。

※体制に含む準専門家は、診断機関の職員である準専門家(以下、「内部準専門家」という。)だけではなく、外部の団体等に所属する準専門家(以下、「外部準専門家」という。)も可とする。補助事業期間中に新たに準専門家を体制に加える場合は、必ず事前に準専門家登録の申請の上、SIIの承認を受けること。

※同一の準専門家が複数の診断機関に登録することはできない。

※【専門家昇格要件】(P. 12参照)の両方の要件を満たした場合は、診断機関が専門家への昇格申請をし、SIIが承認することで、専門家として活動することができる。

- ① 省エネルギー等関連の実務について経験を有し、省エネ診断・省エネ支援を補佐した実績を職務経歴書等で示せること。なお、専門家要件を満たしている場合、専門家としての登録を検討すること。
- ② 診断機関の事業責任者の要請により、支援対象者に対し専門家が実施するウォークスルー診断やアドバイス等の補佐が行えること。
- ③ 外部準専門家が所属している団体や企業等又は本人が、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ④ 支援対象地域の都道府県に在住、又は勤務していない準専門家を登録する場合は、合理的な理由があること。

1. 事業概要

【専門家昇格要件】

準専門家が以下a,b両方の要件を満たした場合は、診断機関が専門家への昇格申請をし、SIIが承認することで、専門家として活動することができる。

- a. SIIの指定する研修の受講、又は専門家が実施するウォークスルー診断に3回以上同行すること。原則として、診断のみ、又は報告会のみへの参加は認めない。
- b. SIIの指定する試験に合格すること。

【専門家要件一覧】

省エネルギー等に関する専門家要件	経営相談に関する専門家要件
以下のA)～D)のいずれかの要件を満たすこと。	以下のA)～C)のいずれかの要件を満たすこと。
A) 本事業で指定する資格を有する者 【省エネルギー等に関する指定資格】 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 ・エネルギー管理士 ・建築士 ・建築設備士 ・ガス主任技術者(甲種・乙種) ・電気工事士(1種) ・電気主任技術者(1種・2種・3種) ・電気工事施工管理技士 ・ボイラー・タービン主任技術者 ・管工事施工管理技士 ・配電制御システム検査技士 ・エネルギー診断プロフェッショナル ・エネルギー診断プロフェッショナル(ビル実践) ・ビル省エネ診断技術者 ・EMS審査員 ・その他上記に類する資格でSIIが認めた資格 	A) 本事業で指定する資格を有する者 【経営相談に関する指定資格】 <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士 ・中小企業診断士 ・税理士 ・社会保険労務士 ・ファイナンシャルプランニング技能士(1級、2級) ・行政書士 ・司法書士 ・その他上記に類する資格でSIIが認めた資格
B) 省エネルギー等関連の実務について、 10年以上の経験 を有することを職務経歴書等で示せる者	B) 経営相談関連の実務について、 10年以上の経験 を有することを職務経歴書等で示せる者
C) 国・自治体等の事業で省エネ診断・省エネ支援の実績を 3年以内に10件以上 有することを職務経歴書等で示せる者	C) 経営課題の取りまとめや、事業計画の策定支援の実績を 10件以上 有することを職務経歴書等で示せる者
D) 以下の事業で準専門家として登録した後、専門家として活動することが認められた者 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金 ・令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業) 	

IT診断に関する専門家要件

計測機器で取得したデータを活用し、一定期間(1週間～数か月)の計測結果を基に、設備・プロセスごと等のエネルギー使用状況の見える化、分析等を行った実績を有することを職務経歴書等で示せる者。

1. 事業概要

(5) 拠点要件

本事業において、診断機関の拠点は、診断機関の本店・支店等であって、以下の要件を全て満たすこと。

※省エネお助け隊は、以下の要件に加え【省エネお助け隊要件】も全て満たすこと。

- ① 情報管理が適正に行えるような設備(保管可能な書庫等)を有すること。
- ② 中小企業等の来訪、SII及び管轄官公庁等の検査や打ち合わせに対応できるスペースを確保できること。
- ③ 原則として、事業活動ができる拠点であり、法人登記されている住所、又はホームページ等で公開している住所と拠点の場所が一致していること。

【省エネお助け隊要件】

- ① SIIの提供するWebページ等で拠点ごとの住所及び電話番号を公表できること。
※法人登記されている住所、又はホームページ等で公開している住所と拠点の場所が一致しない場合、省エネお助け隊の住所として公表することについて、拠点の住所に在する管理者より許諾を得ていることを示す証憑をSIIへ提出すること。
- ② 本事業の管理運営業務及び支援対象者の省エネルギー等に係る相談窓口を拠点ごとに有し、省エネお助け隊の職員2名以上が専ら当該拠点で活動していること。
また、本事業の管理運営業務に加えSIIへの報告等においては、拠点ごとに個別に対応できる体制を有すること。
- ③ 省エネお助け隊として活動していることを対外的に公表すること。

(6) 支援対象地域要件

本事業において、診断機関が支援対象者に対して支援活動を行う支援対象地域は以下の要件を全て満たすこと。

※省エネお助け隊は、以下の要件に加え【省エネお助け隊要件】も全て満たすこと。

① 支援対象地域は、拠点を有する都道府県、及びその隣接する都道府県の範囲内で設定すること。

※ 支援対象地域の単位は最大で都道府県、最小で市区町村とする。

② 上記①の範囲外を支援対象地域としたい場合は、SIIと協議の上で支援対象地域とすること。

【省エネお助け隊要件】

① 本事業において、省エネお助け隊と連携することに同意を得た自治体の範囲内で支援対象地域を設定すること。

② 支援対象地域に相談窓口として機能する拠点※を1つ以上有すること。

ただし、拠点を有する都道府県と隣接する都道府県を支援対象地域とする場合は、新たに拠点を設ける必要は無い。

※ 拠点については、(5) 拠点要件(P. 13参照)を満たすこと。

▶ 省エネお助け隊が活動していない支援対象地域における対応

省エネお助け隊が活動していない都道府県については、SIIの判断により、拠点を有する都道府県、及びその隣接する都道府県以外での支援活動を認める場合がある。

その際の支援対象者数等の具体的な要件については、申請状況を考慮の上、別途提示する。

1. 事業概要

(7) 支援対象者要件

本事業において対象となる支援対象者は、以下の要件を全て満たす事業者であること。

また、伴走支援を受ける支援対象者は、事業所全体において「【SIIが指定する省エネルギー等に関する診断】(P. 16参照)」を受診していること。

- ① 国内において拠点を有する法人又は個人事業主であって、現に事業活動を行っていること。
- ② 原則として、本事業の診断機関又は外部専門家(外部準専門家を含む)が所属する団体でないこと。
- ③ 本事業で定める「省エネ診断及び伴走支援の申し込みに関する同意事項」及び「個人情報の取得と利用について」に同意した事業者であること。
- ④ SIIが実施するアンケート、ヒアリング等に協力できること。
- ⑤ 公的資金で支援する支援先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑥ 原則として、省エネ診断、伴走支援の申込時において、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」、又は「会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」であること。
 ※年間エネルギー使用量を支援対象者が把握していない場合、診断機関は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認すること。
 ※「会社法上の会社に該当しないもの」とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「協同組合」等をいう。

区分(業種等)	A. 資本金の額 又は出資の総額	B. 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

1. 事業概要

⑦ 中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所は、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと。なお、上記の事業所に該当する場合は、診断機関は支援対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
- 省エネ診断、伴走支援の申込時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

※ みなし大企業に該当しない場合は、事業者の責任においてその旨を宣誓すること。

※ 支援対象者が「経営革新計画承認企業」である場合に限り、支援を受けた診断機関の支援対象地域外にある自社事業所への支援も可能とする。

【SIIが指定する省エネルギー等に関する診断】

伴走支援を受ける支援対象者は、事業所全体において、以下のいずれかの省エネルギー等に関する診断を受診済みであること。

- 診断機関が本事業で実施する省エネ診断
※ 本事業における省エネ診断は、事業所全体でなくとも可
- (一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- 自治体等が実施する省エネ診断等
- 令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化取組支援事業)」、及び令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化取組支援事業)」に類する事業(以下、「過年度省エネお助け隊事業」という。)における診断機関が実施した省エネ診断
- 令和4年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」、及び令和5年度補正予算「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)」(以下、「過年度診断拡充事業」という。)における診断機関が実施した省エネ診断
※ 当該事業における省エネ診断は、事業所全体でなくとも可
- その他SIIが省エネルギー等に関する診断と判断したもの

※ 過去に省エネ診断を受診している場合でも、現状のエネルギー使用実態と診断当時のエネルギー使用実態に乖離(設備更新・台数変更等)がある際には、必要に応じて再度事業所全体の省エネ診断を実施すること。

1. 事業概要

1-6. 補助対象経費の考え方

(1) 診断機関補助対象経費

診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、「ア. 省エネ支援事業関連費」の費目について補助対象とする。なお、省エネお助け隊は、「イ. 事業活動関連費」(P. 22 参照)「ウ. その他諸経費」(P. 25参照)の費目についても補助対象とする。原則として、支払いは銀行振込とする。

ア. 省エネ支援事業関連費

省エネ支援事業関連費の細目は、以下のとおり。(経費の詳細は、P. 17～21を参照のこと。)

区分	費目	細目	内容
事業費	ア. 省エネ支援事業関連費	省エネ支援事業費※3	専門家が行う支援活動に係る経費
		省エネ支援旅費※1	事前打ち合わせ・支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費 SIIが指定する研修の参加に係る専門家(準専門家を含む)旅費 専門家が行う事前打ち合わせ・支援活動の同行等で従事する省エネお助け隊の職員の旅費 専門家が行う省エネ診断・伴走支援に同行する診断機関の職員の旅費
		研修費※4	専門家が実施するウォークスルー診断に準専門家が同行する場合の経費(旅費を除く)
		計測機器賃借費※1	IT診断を行う場合の計測機器の賃借費用
		省エネ支援調整費※2	支援活動に至るまでの事前準備、日程調整、問い合わせ対応、当日対応等に係る診断機関の調整費用

※1：消費税課税 ※2：消費税不課税

※3：内部専門家に係る費用は消費税不課税、外部専門家に係る費用は消費税課税

※4：内部準専門家に係る費用は消費税不課税、外部準専門家に係る費用は消費税課税

■ 省エネ支援事業費

省エネ支援事業費は、「1-7. 支援活動の内容について」(P. 28)を参照すること。

省エネ支援事業費は、支援活動1件あたりの省エネ支援事業費総額の10分の9以内が補助対象経費となり、10分の1が支援対象者の負担となる。

【IT診断に関する留意事項】

- IT診断を実施するにあたり、事前調査、計測機器の取付及び原状回復、計測、データ収集・分析、報告書の作成、システム利用料等に係る経費は補助対象とする。ただし、SIIが直接IT診断に関わらない費用と判断した場合は、当該作業に係る費用は補助対象外とする。
- 計測機器の取付、原状回復は委託・外注も可とする。ただし、IT診断の質に関わる部分は、診断機関のみが実施すること。

1. 事業概要

【その他留意事項】

- 原則として、省エネ診断・伴走支援に従事した専門家が、報告会を実施すること。
- 診断機関は、本事業の事務取扱説明書に基づいた報告書等を作成しているか、支援対象者と予め定めた検収方法と基準を確認の上、支援対象者へ報告書等を提出すること。原則として、支援対象者負担額の請求は、報告会実施後に行うこと。
- 診断機関は、支援活動を行った内部専門家に対し、実際の支援活動に見合った報酬を支払うよう努めること。また、支援活動を行った外部専門家に対し、原則支援活動で発生する専門家謝金等の全額を外部専門家へ支払うこと。SIIが提出を求めた際は、証憑一式を提出すること。
- 外部専門家への謝金は原則として、個人に対する報酬として、源泉徴収の上、本人名義の銀行口座へ振り込むこと。ただし、法人等に所属する外部専門家(外注等は除く)に支援を依頼する場合は所属する法人に対する支払いも認める。なお、振込手数料は補助対象外とする。
- 外部専門家への謝金は、原則として消費税の課税対象とする。

■ 省エネ支援旅費

本事業の事前打ち合わせ・支援活動、及びSIIが指定する研修(実地研修)の参加に係る旅費は、SIIが定めた旅費規程に従うこと。専門家(準専門家含む)に係る旅費については、以下のとおり。

区分		専門家の旅費		準専門家の旅費	
		補助対象	備考	補助対象	備考
ウォークスルー診断	設備単位プラン	○	<ul style="list-style-type: none"> • 支援活動1件あたり2名まで • 診断は原則1回まで • 報告会は原則1回まで (事前打ち合わせは補助対象外) 	○	<ul style="list-style-type: none"> • 支援活動1件あたり1名まで (診断・報告会とも参加必須) • 診断は原則1回まで • 報告会は原則1回まで (事前打ち合わせは補助対象外)
	工場・事業所全体プラン	○	<ul style="list-style-type: none"> • 事前打ち合わせは原則1回まで • 支援活動は必要最小限の人数かつ訪問回数まで 	○	<ul style="list-style-type: none"> • 支援活動1件あたり1名まで (全ての診断・報告会に参加必須) • 支援活動及び事前打ち合わせは同行する専門家と同じ訪問回数まで
IT診断		○	<ul style="list-style-type: none"> • 必要最小限の人数かつ訪問回数まで 	×	<ul style="list-style-type: none"> • 従事不可
伴走支援		○	<ul style="list-style-type: none"> • 必要最小限の人数かつ訪問回数まで 	×	<ul style="list-style-type: none"> • 従事不可

【留意事項】

- 原則として、省エネ診断・伴走支援に従事した専門家が、報告会を実施すること。

1. 事業概要

■ 研修費

研修費は、準専門家が将来専門家として支援活動を実施する上で必要な技能を習得することを目的とし、支援活動の同行に係る専門家及び準専門家の人件費等を補助対象とする。回数の集計単位は支援活動単位とし、ウォークスルー診断のみ、又は報告会のみへの参加は原則認めない。なお、補助対象額は支援活動1件あたり、専門家に係る経費を8,700円、準専門家に係る経費を10,000円の計18,700円とし、準専門家1名あたり3回までの同行を上限とする。

【留意事項】

- 支援活動1件あたり1名までを補助対象とする。
- 研修費の支給を受ける者は、支援活動ごとに業務記録を作成し、提出すること。
- 診断機関は、内部専門家及び内部準専門家に対し、実際の従事に見合った報酬を支払うよう努めること。また、外部専門家及び外部準専門家に対し、研修費の全額を支払うこと。SIIが提出を求めた際は、証憑一式を提出すること。
- 外部準専門家への研修費は原則として、個人に対する報酬として、源泉徴収の上、本人名義の銀行口座へ振り込むこと。ただし、法人等に所属する外部準専門家(外注等は除く)に参加を依頼する場合は所属する法人に対する支払いも認める。なお、振込手数料は補助対象外とする。
- 外部専門家及び外部準専門家への研修費は、原則として消費税の課税対象とする。

■ 計測機器賃借費

IT診断を実施するために必要な計測機器賃借費を計上する場合は、以下①、②の要件を全て満たすこと。

- ① 本事業専用で使用するために賃借するものに限り、
(SIIの求めに応じて、本事業専用であることを証憑を提示して説明できること)
※ 複数の支援先に使用するために一定期間レンタルする場合は事前にSIIに相談すること。
- ② 業者発注の領収書等の証憑で金額が確認できること。

1. 事業概要

■ 省エネ支援調整費

省エネ支援調整費は、支援活動における事前準備や日程調整等に係る調整費用として支給する。また、診断機関区分ごとに以下項目が調整費に加算される。

項目	登録診断機関	省エネお助け隊
事前打ち合わせの実施に係る加算	○	○
省エネ診断・伴走支援の同行に係る加算	○	○
報告会の参加に係る加算	×	○
移動に係る加算	×	○

【事前打ち合わせの実施に係る加算】

ウォークスルー診断の工場・事業所全体プラン(1,500kl診断プラン、3,000kl診断プラン、カスタム診断プラン)、IT診断、伴走支援において、事前打ち合わせを実施する場合、当日の対応に係る費用を調整費に加算する。

※外部専門家のみで事前打ち合わせを実施する場合、加算しない。

【省エネ診断・伴走支援の同行に係る加算】

内部専門家(内部準専門家を含む)でない職員が省エネ診断・伴走支援に対する理解を深めることを目的として、省エネ診断・伴走支援に従事する専門家に同行する場合、当日の対応に係る費用を調整費に加算する。

※診断機関の拠点ごとに5回までの同行を認める。ただし、過年度省エネお助け隊事業及び過年度診断拡充事業に採択されたことがある者は、拠点ごとに3回までとする。

【報告会の参加に係る加算】

省エネお助け隊の職員が報告会に参加する場合、当日の対応に係る費用を調整費に加算する。

※職員が内部専門家として従事する場合、加算しない。

支援活動区分		調整費※1	加算金額			
			事前打ち合わせ	省エネ診断 伴走支援	報告会※2	
ウォークスルー診断	設備単位プラン	24,000円	-	3,150円	3,150円	
	工場・事業所全体プラン	300kl 診断プラン				27,100円
		1,500kl 診断プラン			29,200円	6,300円
		3,000kl 診断プラン			31,300円	
		カスタム 診断プラン			35,500円	
IT診断		35,500円				
伴走支援		35,500円				

1. 事業概要

【移動に係る加算】

省エネお助け隊の職員が事前打ち合わせ・支援活動に同行する場合、出発地点から帰着地点までの1日の移動距離に応じて下表のとおり調整費に加算する。

事業活動旅費(セミナー等、連絡会、掘り起こし、外部団体等打ち合わせに係る移動)については、調整費に加算しない。

移動距離	加算金額
25km以上50km未満	2,200円
50km以上75km未満	4,400円
75km以上100km未満	6,600円
100km以上	8,800円

1. 事業概要

イ. 事業活動関連費

事業活動関連費の細目は、以下のとおり。(経費の詳細は、P. 22～24を参照のこと。)

※「イ. 事業活動関連費」の費目については、省エネお助け隊のみ補助対象とする。

区分	費目	細目	内容
事業費	イ. 事業活動関連費	事業活動費※1	i. 広報活動、連絡会の実施に係る外部専門家(外部準専門家を含む)及び講師等の謝金 ii. 省エネお助け隊が自治体、金融機関、中小企業支援実施機関と連携して実施する、省エネルギー等に関するセミナーや連絡会等の会場借料費及び印刷費等
		事業活動旅費※1	iii. 本事業の事業活動の実施に係る外部専門家(外部準専門家を含む)及び講師等の旅費 iv. 省エネお助け隊が行う本事業の事業活動に直接従事する職員の旅費
		事業活動調整費※2	v. 本事業の事業活動(広報活動、連絡会、掘り起こし、外部団体等打ち合わせ等)を実施するために必要な事前準備、日程調整、問い合わせ対応、打ち合わせ、当日対応等に係る省エネお助け隊の調整費用

※1：消費税課税
※2：消費税不課税

■ 事業活動費

【上記 i に関する留意事項】

・事業活動費の謝金は、SIIが定めた謝金規程に従うこと。なお、謝金が本事業以外の外部団体等から支払われる場合は、補助対象外とする。

※ おおむね事業完了の2か月前までに開催すること。

※ 外部専門家(外部準専門家を含む)への謝金は原則として、個人に対する報酬として、源泉徴収の上、本人名義の銀行口座へ振り込むこととする。ただし、法人等に所属する外部専門家(外部準専門家を含む)(外注等は除く)に支援を依頼する場合は、所属する法人に対する支払いも認める。なお、振込手数料は補助対象外とする。

※ 外部専門家(外部準専門家を含む)及び講師等の謝金は、原則として消費税の課税対象とする。

【上記 ii に関する留意事項】

・セミナーのチラシ印刷費や会場借料費等は、3者以上の見積りを取得し、原則として最低価格の業者にて発注すること。最低価格でない業者を利用する場合は、合理的な理由を示すこと。

※ 連絡会を有料会場で開催する場合は、その必要性を理由書等で示すこと。

1. 事業概要

事業活動関連費に該当する事業活動イベント一覧及び経費の詳細は、以下のとおり。

(税抜)

イベント一覧	細目	補助対象経費	
セミナー関連	事業活動費※1	講師謝金	上限額50,000円/回(1人あたり)
		その他 (会場借料費 及び印刷費等)	実費
	事業活動調整費※2	49,300円/回	
連絡会開催	事業活動費※1	講師謝金	上限額50,000円/回(1人あたり)
		外部専門家 (外部準専門家 を含む) 謝金	上限額4,000円/時(1人あたり)
		その他 (会場借料費 及び印刷費等)	実費
	事業活動調整費※2	33,600円/回	
掘り起こし	事業活動調整費※2	10,500円/回	
外部団体等 打ち合わせ	事業活動調整費※2	8,400円/回	

※1：消費税課税

※2：消費税不課税

【セミナー関連】

- 本事業の広報活動又は掘り起こしを目的に省エネルギー等に関するセミナー関連業務を開催する場合は、以下①～④の要件を全て満たすこと。
 - ① 省エネお助け隊が主催・共催するセミナーであること。
 - ② 支援対象地域の自治体、金融機関、中小企業支援実施機関のいずれかが登壇、共催、後援等でセミナーに関与していること。
 - ③ 支援対象地域の中小企業等を主な対象としていること。
 - ④ セミナーの内容が省エネルギー等に関するものであること。
- セミナー以外の広報活動を実施する場合も、広報活動の経費として計上することを認める。なお、広報活動の実施方法や内容等は、事前にSIIへ相談の上、実施すること。

1. 事業概要

【連絡会開催】

- 省エネお助け隊が専門家(準専門家を含む)、自治体、金融機関、中小企業支援実施機関を集めて連絡会を開催する場合は、以下①、②の要件を全て満たすものとする。
 - ① 支援対象地域で開催すること。
 - ② 補助事業の遂行に必要な会議(進捗確認会、支援方針に関する打ち合わせ等)であること。
- 複数の省エネお助け隊等で連絡会を開催する場合は、事前にSIIに相談すること。
- 連絡会の出席に係る外部専門家(外部準専門家を含む)の謝金は、上限額4,000円/時(消費税抜き)とし、委嘱状等により定めること。

【掘り起こし】

- 省エネお助け隊が支援対象者の掘り起こしを実施する場合は、以下①、②の要件を全て満たすものとする。
 - ① 支援対象地域の中小企業等を対象としていること。
 - ② 中小企業等の省エネルギー等に関する課題やニーズ等の把握、及び本事業に関する説明等であること。
- 外部専門家(外部準専門家を含む)の参加が適切であることが確認できる場合は、外部専門家(外部準専門家を含む)の旅費の計上を認める。
- 同一事業者の掘り起こしを複数回行う場合、その必要性が確認できる理由を議事録等で示すこと。
- 出発日から帰着日までの間に同一事業者の複数事業所の掘り起こしを実施する場合は、1回分の調整費を支給する。
- 原則として、事業完了の2か月前までに掘り起こしを実施し、補助事業期間内の支援活動に繋がる掘り起こしであることが確認できること。

【外部団体等打ち合わせ】

- 外部団体等との打ち合わせを実施する場合は、以下①、②の要件を全て満たすものとする。
 - ① 支援対象地域に所在する外部団体等であること。
 - ② 補助事業の遂行に必要な打ち合わせ(自治体等との連携内容の協議等)であること。
- 出発日から帰着日までの間に同一の外部団体等との打ち合わせを複数回実施する場合は、1回分の調整費を支給する。
- 原則として、事業完了の2か月前までに打ち合わせを実施し、補助事業期間内の支援活動に関する打ち合わせであることが確認できること。

■ 事業活動旅費

- 事業活動の実施に係る外部専門家(外部準専門家を含む)及び講師等の旅費並びに省エネお助け隊が行う本事業の事業活動に直接従事する職員の旅費は、SIIが定めた旅費規程等に従うこと。

【留意事項】

- 旅費が本事業以外の外部団体等から支払われる場合は、補助対象外とする。

1. 事業概要

ウ. その他諸経費

その他諸経費の細目は、以下のとおり。

※「ウ. その他諸経費」の費目については、省エネお助け隊のみ補助対象とする。

区分	費目	細目	内容
事業費	ウ. その他諸経費	その他諸経費※1	補助事業を実施するために必要な通信運搬費、印刷費、資料費、消耗品購入費、その他事業を行うために必要な経費 (例: 支援対象者への情報の発信に係る費用、印刷製本費等)

※1 : 消費税課税

■ その他諸経費

本事業を実施するために必要な経費を計上する場合は、以下①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 本事業専用で使用するものに限ること。
 (SIIの求めに応じて、本事業専用であることを証憑を提示して説明できること。)
- ② 事業完了後に継続して使用できるものでないこと。
- ③ 業者発注の領収書等の証憑で金額が確認できること。

(2) 補助率及び補助上限額について

『登録診断機関』

① 「補助率」 定額

② 「補助上限額」

- 交付申請書の内容を審査し、必要に応じて申請者に照会・連絡等を行った上で、総合評価の結果、申請時の補助金申請額から減額や、申請された内容の一部のみを採択する場がある。

『省エネお助け隊』

① 「補助率」 定額

② 「補助上限額」

- 拠点をもつ支援対象地域1地域あたり、**1,000万円**を補助上限額とする。
- 拠点に隣接する都道府県全域を支援対象地域とする場合、隣接する支援対象地域1都道府県ごとに**500万円**を上限として追加を認める。
- 交付申請書の内容を審査し、必要に応じて申請者に照会・連絡等を行った上で、総合評価の結果、申請時の補助金申請額から減額や、申請された内容の一部のみを採択する場がある。

(3) 計画変更に伴う補助金額増減について

- 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに下回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の減額(計画変更承認申請)を指示することがある。
- 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに上回るが見込まれ、交付決定した補助金額を増額しようとする場合は、予めSIIに計画変更の申請を行い、その承認を受けなければならない。

(4) 補助対象外となる経費

- 他の補助金に計上した費用
- 本補助金の申請書及び補助金受給の手続き等に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 交付決定金額を超える費用
- 事務所借料費、光熱費、電話代、インターネット利用料等の本事業以外で供用することができる費用
- 本事業以外で実施される省エネ診断に係る費用
- 他の補助金の申請代行や、採択後の各種手続きの代行業務
- 本事業の活動以外で作成した成果物に係る費用
- 本事業におけるセミナーを含む会議等での茶菓代
- 振込等の各種手数料
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

(6) 消費税等の取り扱いについて

- 原則として、補助対象経費として認めない。ただし、申請者が以下 a～f のいずれかに該当する場合は、消費税等を補助対象経費に含めることができる。

- 消費税等を補助対象経費に含める場合は、交付規程第20条第1項の規定に基づき、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかにSIIに提出すること。
 - a. 消費税法における納税義務者とならない者
 - b. 免税事業者
 - c. 簡易課税事業者
 - d. 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、消費税法別表第3に掲げる法人
 - e. 国又は地方公共団体の一般会計である者
 - f. 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

1. 事業概要

1-7. 支援活動の内容について

(1) 支援活動区分の概要

本事業での支援活動区分は以下のとおり。支援活動区分ごとの詳細は次ページ以降を参照すること。

支援活動区分		登録診断機関	省エネお助け隊
ウォークスルー診断	設備単位	○	○
	工場・事業所全体	○	◎
IT診断		○	○
伴走支援		×	◎

◎:実施必須、○:実施可能、×:実施不可

<ウォークスルー診断>

- 工場・ビル等の設備や工場・事業所全体をウォークスルーで診断し、エネルギー利用最適化に向けた課題及びその対策案等を報告書にまとめ、支援対象者に報告する。
- ウォークスルー診断の際に、瞬時値等を計測する簡易な計測機器を用いて診断を実施することも可能とする。
- 案件ごとに見積書を作成し、支援先の合意を得ること。

<IT診断>

- 計測機器で取得したデータを活用し、設備・プロセスごと等のエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、きめ細やかな改善提案を行った実績を3件以上有しており、かつIT診断の実施に係る体制を有していること。
- 工場・ビル等のエネルギー使用量が多いポイント等に対して、各種センサー(電力・圧力・流量・温度等)を設置し、稼働状況を計測する。また、収集データを分析・見える化し、省エネ等課題やプロセス改善等について提案する。
- 案件ごとに見積書案を作成し、SIIの承認を受けること。また、見積内容について支援先の合意を得ること。

<伴走支援>

- 省エネ診断を受診済みの支援対象者に対して、省エネ等取組の支援を行う。
- 瞬時値等を計測する簡易な計測機器や、設備ごとに各種センサー等を設置し、一定期間のデータを収集・分析を行うことも可能とする。
- 案件ごとに見積書を作成し、支援先の合意を得ること。

1. 事業概要

(2) ウォークスルー診断の実施内容

ウォークスルー診断は以下のフローに沿って行うこと。また、ウォークスルー診断に係る事務手続き及び書類作成等は、SIIが提供する補助事業ポータルで行うこと。

診断前準備

- 診断機関は、予め外部専門家(外部準専門家を含む)との委嘱契約を締結すること。謝金及び旅費については、SIIが定めた謝金規程及び旅費規程に従うこと。
※ウォークスルー診断に従事する専門家は、省エネルギー等に関する専門家の要件を満たすこと。
- 診断機関は、ウォークスルー診断を担当する専門家が支援対象者への対応を行う前に、SIIが提供する研修テキストによる基礎研修を受講し、確認テストへの解答が完了していることを必ず確認の上、ウォークスルー診断の従事依頼をすること。

事前ヒアリング

- ウォークスルー診断の依頼を受けた診断機関は、支援対象者に対して、ウォークスルー診断の実施に向けたスケジュール等を申込内容に沿って調整すること。
※調整がつかずウォークスルー診断の実施に至らない場合は、速やかにSIIへ報告すること。
- 診断機関は、ウォークスルー診断において必要となる支援対象者のニーズ、及び課題を事前にヒアリングすること。また必要に応じて、事前にデータ等を受領すること。
- 当該フェーズで、支援対象者要件を満たしていることを確認すること。
- ヒアリング内容に応じて、適正な専門性を有する専門家を選定し、診断の依頼をすること。

事前打ち合わせ

- ウォークスルー診断は、設備単位プラン、工場・事業所全体プランのいずれかを選択の上、見積書を作成すること。
- 診断機関は、ウォークスルー診断の実施内容、及び支援対象者負担額を含む見積書を支援対象者へ提示し、申込内容の合意形成の上、ウォークスルー診断を開始すること。
※工場・事業所全体プランの場合、支援対象者の要望に応じて事前打ち合わせを行うことも可能とする。

実施 ウォークスルー診断・報告会の

- 専門家は、見積内容に基づき、「診断チェックシート」を用いてウォークスルー診断を実施すること。現地での診断後、支援対象者に対して報告書を作成の上、報告会を実施すること。
- 診断機関は報告会の終了後、完了届を提出し、支援対象者に対して、実施内容が見積書の内容を満たしているかの検収を依頼し、検収書を受領すること。
- 診断機関は、原則として、報告会実施後に請求書を発行すること。この際、ウォークスルー診断に係る支援対象者負担額の振込は、原則として銀行振込にて行うよう依頼すること。
- 支援対象者負担額の入金を確認後、ウォークスルー診断に係る証憑一式をSIIへ提出すること。

1. 事業概要

【ウォークスルー診断のプランについて】

①「設備単位プラン」

(消費税抜き)

診断プラン	対象設備区分	単価	支援対象者負担額	補助対象経費
設備単位プラン	空調設備	52,000円	5,200円	46,800円
	照明設備			
	ボイラ・給湯器			
	工業炉			
	受変電設備			
	冷凍冷蔵設備			
	コンプレッサ			
	生産設備			
	給排水・排水処理			
	デマンド			

- ・ 「設備単位プラン」は、対象設備区分のうち、最大2設備を対象とする。
- ・ 対象設備区分数に応じた、経費の算出は、以下のり。

<空調設備+照明設備を希望した場合>

総額 : 52,000円 × 2設備 = 104,000円

支援対象者負担額 : 104,000円 × 1割 = 10,400円

補助対象経費 : 104,000円 × 9割 = 93,600円

調整費 (消費税不課税)	24,000円/件
-----------------	-----------

1. 事業概要

②「工場・事業所全体プラン」

(消費税抜き)

診断プラン	総額	支援対象者負担額	補助対象経費	調整費※
①300kl 診断プラン	139,000円	13,900円	125,100円	27,100円/件
	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当していることを確認してください。 <ol style="list-style-type: none"> 年間エネルギー使用量が300kl以下の事業所 延床面積が1,000㎡以下の事業所 その他SIIが個別に認めた場合 			
②1,500kl 診断プラン	191,000円	19,100円	171,900円	29,200円/件
	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当していることを確認してください。 <ol style="list-style-type: none"> 年間エネルギー使用量が300kl超～1,500kl以下の事業所 延床面積が1,000㎡超～2,000㎡以下の事業所 建屋が2棟以上又は4階建て以上の事業所 その他SIIが個別に認めた場合 			
③3,000kl 診断プラン	244,000円	24,400円	219,600円	31,300円/件
	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当していることを確認してください。 <ol style="list-style-type: none"> 年間エネルギー使用量が1,500kl超～3,000kl以下の事業所 延床面積が2,000㎡超～5,000㎡以下の事業所 建屋が3棟以上又は7階建て以上の事業所 その他SIIが個別に認めた場合 			
④カスタム 診断プラン	244,000円超～ 444,000円	総額の1割	総額の9割	35,500円/件
	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当していることを確認してください。 <ol style="list-style-type: none"> 年間エネルギー使用量が3,000kl超の事業所 延床面積が5,000㎡超の事業所 建屋が4棟以上又は10階建て以上の事業所 その他SIIが個別に認めた場合 			

※ 調整費は消費税不課税

- 複数の診断プランの要件に該当している場合は、支援対象者と協議の上、プランを決定すること。なお、該当する診断プランよりも、少額の診断プランを選択することは妨げない。

(3) IT診断の実施内容

IT診断は以下のフローに沿って行うこと。また、IT診断に係る事務手続き及び書類作成等は、SIIが提供する補助事業ポータルで行うこと。

診断前準備

- 診断機関は、予め外部専門家(外部準専門家を含む)との委嘱契約を締結すること。謝金及び旅費については、SIIが定めた謝金規程及び旅費規程に従うこと。
※ IT診断は1名以上のIT診断に関する専門家が従事すること。
- 診断機関は、IT診断を担当する専門家が支援対象者への対応を行う前に、SIIが提供する研修テキストによる基礎研修を受講し、確認テストへの解答が完了していることを必ず確認の上、IT診断の従事依頼をすること。

事前ヒアリング

- IT診断の依頼を受けた診断機関は、支援対象者に対して、IT診断の実施に向けたスケジュール等を申込内容に沿って調整すること。
※ 調整がつかずIT診断の実施に至らない場合は、速やかにSIIへ報告すること。
- 診断機関は、IT診断において必要となる支援対象者のニーズ及び課題を事前にヒアリングすること。また必要に応じて、事前にデータ等を受領すること。
- ヒアリング内容に応じて、適正な専門性を有する専門家を選定し、診断の依頼をすること。

事前打ち合わせ

- 診断機関は、IT診断の実施内容及び支援対象者負担額を含む見積書を支援対象者へ提示し、申込内容の合意形成の上、支援活動を開始すること。
※ 支援活動実施前に、必ず事前調査を行うこと。
※ 支援対象者に見積書を提示する前に、SIIの承認を受けること。

IT診断・報告会の実施

- 専門家は、見積内容に基づき、IT診断を実施すること。現地での診断後、支援対象者に対して報告書を作成の上、報告会を実施すること。
- 診断機関は報告会の終了後、完了届を提出し、支援対象者に対して、実施内容が見積書の内容を満たしているかの検収を依頼し、検収書を受領すること。
- 診断機関は、原則として、報告会実施後に請求書を発行すること。この際、IT診断に係る支援対象者負担額の振込は、原則として銀行振込にて行うよう依頼すること。
- 支援対象者負担額の入金を確認後、IT診断に係る証憑一式をSIIへ提出すること。

1. 事業概要

【IT診断のプランについて】

IT診断に係る経費は、見積書を用いて見積内容(診断内容・経費)について、合意形成の上、決定すること。

(消費税抜き)

総額	支援対象者負担額	補助対象経費
上限額2,000,000円	総額の1割	総額の9割

- IT診断は、支援対象者の省エネルギー等に係る課題やニーズに応じた支援を実施すること。
 ※同一の事業所に対してIT診断を複数回実施する場合は、1事業所あたりのIT診断の総額2,000,000円(消費税抜き)を上限とすること。
 ※SIIがIT診断の進捗・対応状況を確認するため、診断機関に対し提出前の報告書の提示を求める場合がある。また、それに基づいて、SIIより支援対象者へ直接ヒアリングを行う場合がある。SIIの求めがあった際には、速やかに対応すること。
 ※見積内容の変更が生じる際は、事前にSIIへ連絡をすること。

調整費 (消費税不課税)	35,500円/件
-----------------	-----------

1. 事業概要

(4) 伴走支援の実施内容

伴走支援は以下のフローに沿って行うこと。また、伴走支援に係る事務手続き及び書類作成等は、SIIが提供する補助事業ポータルで行うこと。

支援前準備

- ・省エネお助け隊は、予め外部専門家(外部準専門家を含む)との委嘱契約を締結すること。なお、謝金及び旅費については、SIIが定めた謝金規程及び旅費規程に従うこと。
- ・省エネお助け隊は、伴走支援を担当する専門家が支援対象者への対応を行う前に、SIIが提供する研修テキストによる基礎研修を受講し、確認テストへの解答が完了していることを必ず確認の上、伴走支援の従事依頼をすること。

事前ヒアリング

- ・伴走支援の依頼を受けた省エネお助け隊は、支援対象者に対して、伴走支援の実施に向けたスケジュール等を申込内容に沿って調整すること。
※ 調整がつかず伴走支援の実施に至らない場合は、速やかにSIIへ報告すること。
- ・省エネ診断から継続の支援対象者の場合は、見積書及び報告書の内容を事前によく確認の上、伴走支援の実施内容を検討すること。
- ・他の診断機関で省エネ診断を受診した支援対象者の場合は、当該報告書の提供を受けて診断結果の確認をする他、伴走支援において必要となる情報を「事前ヒアリングシート」にて事前に情報収集し、伴走支援の実施内容を検討すること。
(当該フェーズで、支援対象者要件を満たしていることを確認すること。)
- ・ウォークスルー診断の設備単位プラン及び過年度診断拡充事業で設備単位の省エネ診断を受診した支援対象者の場合は、当該設備を中心に伴走支援の実施内容を検討すること。
- ・ヒアリング内容に応じて、適正な専門性を有する専門家を選定し、伴走支援の依頼をすること。

事前打ち合わせ

- ・伴走支援は、見積作成ツールより総額を算出の上、支援対象者に提示して、支援内容の説明を行うこととする。
- ・省エネお助け隊は、伴走支援の実施内容及び支援対象者負担額を含む見積書を支援対象者へ提示し、申込内容の合意形成の上、支援活動を開始すること。
※ 省エネお助け隊、伴走支援を担当する専門家は、支援対象者の要望に応じて事前打ち合わせを行うことも可能とする。
- ・見積内容に修正が生じた場合は、省エネお助け隊・専門家・支援対象者の3者で必ず変更内容を共有し、確認を行うこととする。

の 伴走支援
実施
・
報告会

- ・専門家は、見積内容に基づき、伴走支援を実施すること。また、見積時に合意した伴走支援項目が全て完了した後、支援完了の報告会を実施すること。
- ・省エネお助け隊は報告会の終了後、完了届を提出し、支援対象者に対して、実施内容が見積書の内容を満たしているかの検収を依頼し、検収書を受領すること。
- ・省エネお助け隊は、原則として、支援対象者から伴走支援の「検収書」を受領後、請求書を発行し、伴走支援に係る支援対象者負担額の振込は、原則として銀行振込にて行うよう依頼すること。
- ・支援対象者負担額の入金を確認後、伴走支援に係る証憑一式をSIIへ提出すること。

1. 事業概要

【伴走支援のプランについて】

伴走支援に係る経費は、見積書を用いて見積内容(支援内容・経費)について、合意形成の上、決定すること。

(消費税抜き)

総額	支援対象者負担額	補助対象経費
上限額444,000円	総額の1割	総額の9割

- ・伴走支援の内容は、支援対象者の省エネルギー等に係る課題やニーズに応じて、支援メニューから選択すること。

< 伴走支援内容(例) >

- ・計測による省エネ量の見える化
- ・稼働台数の適正化支援
- ・全体(部分)プロセスを考慮した台数制御支援
- ・設備の更新計画の策定支援
- ・エネルギー転換・ダウンサイジングによる負荷率変更等を考慮した導入設備の仕様検討支援
- ・デマンド監視制御装置の活用支援

- ※1 (一財)省エネルギーセンターの省エネ最適化診断を受診した支援対象者の情報を、SIIより連携された場合は、診断後の伴走支援について対応すること。
- ※2 同一の事業所に対して伴走支援を複数回実施する場合は、1事業所あたりの伴走支援の総額444,000円(消費税抜き)を上限とすること。
- ※3 支援対象者への提出物は、必ず事前に省エネお助け隊が確認すること。
- ※4 見積内容の変更が生じる際は、事前にSIIへ連絡をすること。
- ※5 SIIが伴走支援の進捗・対応状況を確認するため、省エネお助け隊に対し提出前の報告書の提示を求める場合がある。また、それに基づいて、SIIより支援対象者へ直接ヒアリングを行う場合がある。SIIの求めがあった際には、速やかに対応すること。

調整費 (消費税不課税)	35,500円/件
-----------------	-----------

1. 事業概要

1-8. スケジュール

(1) 公募期間

2025年3月21日(金)～2025年9月30日(火)

※ 交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了する。

(2) 補助事業期間

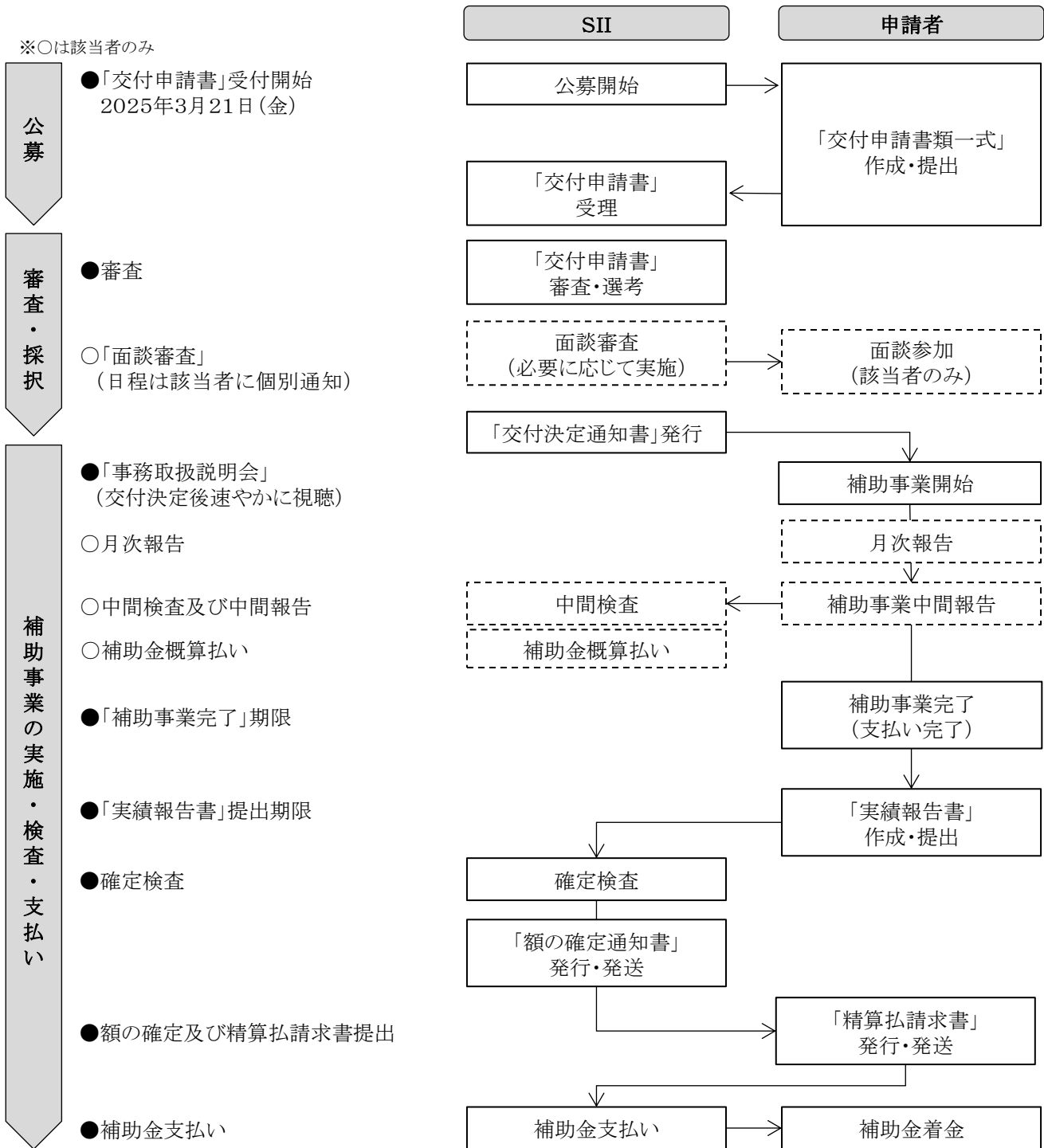
補助事業開始日 : 交付決定日

補助事業完了期限: 2026年1月31日(土)

補助事業実績報告書提出期限: 2026年2月6日(金)

(3) スケジュール

※○は該当者のみ





2. 交付申請以降の流れ

2. 交付申請以降の流れ

2-1. 交付申請～交付決定

(1) 補助事業の公募

SIIのホームページ(<https://sii.or.jp>)において一般公募を行う。また、同ホームページに適宜公募関連情報を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は、特設WEBサイトより申請書類の様式をダウンロードし、電子ファイルを作成の上、メールにて送付すること。(詳細は「3. 申請の方法」を参照)

(3) 審査

SIIは、以下の項目に従って審査を行う。

① 要件適合性(詳細はP. 7からP. 16を参照)

- ・ 診断機関要件を満たしているか。
- ・ 事業要件を満たしているか。
- ・ 登録する専門家及び準専門家は、専門家要件及び準専門家要件を満たしているか。
- ・ 省エネお助け隊として活動する診断機関については、拠点要件を満たしているか。
- ・ 支援対象地域要件を満たしているか。
- ・ 省エネお助け隊として活動する診断機関については、計画で掲げた支援予定先は支援対象者要件を満たしているか。

② 支出計画の妥当性

- ・ 適切な支出計画となっているか。
- ・ 支出計画に補助対象外の経費や用途が不明瞭な経費が含まれていないか。

③ 補助事業の計画の妥当性・有効性

- ・ 中小企業等に対する省エネ支援等に関する知識を有しているか。
- ・ 補助事業を遂行するための資金、資金調達能力を有しているか。
- ・ 補助事業の実施計画が現実的か。
- ・ 補助事業の実施体制が構築されているか。

(4) 採択事業者の決定

審査項目に従った審査の結果及び支援対象地域のバランス等を考慮し、審査を踏まえて採択事業者を決定する。なお、公募状況により予算額を超える場合には、申請された補助金額から減額して交付決定する場合がある。

2. 交付申請以降の流れ

(5) 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書の送付をもって、補助金の交付決定について通知する(個別の問い合わせには応じられないので予め了承のこと)。

交付決定通知書を送付後に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

【営業行為の禁止について】

本事業は、省エネルギーの推進を図るため、公的な国庫補助金を財源として行う補助事業の一環であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止とする。

万が一、支援対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合、補助対象経費の精算が認められない、あるいは専門家(準専門家を含む)の登録を解除する場合がある。

【補助事業ポータルアカウント発行について】

交付決定後、SIIは診断機関ごとに、補助事業ポータルアカウントを発行し、診断機関に通知する。

補助事業ポータルにログインするには、SIIが発行する「アカウント」が必要となるので、大切に保管すること。

なお、補助事業ポータル操作方法の詳細については、別途公開予定の「(別冊)補助事業ポータルマニュアル」を参照すること。

(6) 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等の特設WEBサイト等に掲載する。ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

gBizINFO(ジービズインフォ)

交付決定等の内容は、国のジービズインフォにおいてオープンデータとして原則公開される。

ジービズインフォ：<https://info.gbiz.go.jp>

(7) 事務取扱説明会

事務取扱説明会(交付決定以降の手続き及び事業実施方法の説明会)を開催する。開催日程等は診断機関に別途連絡する。ただし、動画での対応となる場合がある。

(8) 個人情報の利用目的

別途SIIが定めるプライバシーポリシーに準ずる。詳細は、「別紙 個人情報の取得と利用について」を参照すること。

2-2. 補助事業の開始～完了(補助事業開始以降の事務手続き概要)

(1) 補助事業の開始

診断機関は、SIIから通知した交付決定日以降に補助事業を開始する。

※交付決定日前に発生した経費は、補助対象にならない。

(2) 補助事業期間中の事業内容の変更等

本事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。補助事業の進捗等を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに下回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の減額を指示することがある。

補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに上回るが見込まれ交付決定した補助金額を増額しようとする場合は、予めSIIに計画変更申請を行い、その承認を受けなければならない。

(3) 進捗状況の月次・中間報告

登録診断機関は、SIIの指示に従い、事業の進捗状況について中間報告を行うこと。

省エネお助け隊は、SIIの指示に従い、事業の進捗状況について月次・中間報告を行うこと。

(4) 中間検査

中間検査においては、診断機関が本事業のために使用した費用のうち、公募要領において認められた経費の使用状況を確認する(経理書類及び証憑類の確認、面談による費用の使用実態についての確認等)。

(5) 補助金の概算払い

補助金の支払いは、原則として精算払いとするが、中間検査内容に問題がなければ、概算払いを希望する診断機関に対し、補助金の概算払いを行う。

(6) 補助事業の完了

補助事業実施期間(2026年1月31日(土))の期限をもって、補助事業の完了とする。ただし、当該期限の前に交付申請で掲げた目的と事業内容が達成された場合は、この限りでない。

省エネお助け隊は、補助事業の完了後も、年度末までは相談窓口としての機能を維持すること。

(7) 実績報告・確定検査

診断機関は、事業完了日から30日以内又は2026年2月6日(金)のいずれか早い日までに、補助事業の実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業の実績報告書を受領した後、確定検査(書類検査及び現地調査等)を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者へ通知する。

また、実績報告において、交付決定時、又は計画変更後の事業内容(計画)と活動実績に大きな乖離がある場合は、理由書提出の他、面談を行い乖離の理由の説明を求めることがある。

(8) 補助金の支払い

SIIは、確定通知書を通知後、診断機関に補助金を交付する。

2-3. 補助金の支払い以降

- 補助金の支払いに際し整備した帳簿及び全ての証拠書類については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、他の経理と明確に区分して保管すること。
- 診断機関は、補助事業終了後においてもSIIの指示に従い、支援対象者への支援実施状況等について報告すること。
- 成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への参加を依頼された場合は、協力すること。
- 診断機関は、会計検査院による実地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応すること。
- 補助金の支払い以降、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給したと疑われる状況が発覚した場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施する。
調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還しなければならない。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがある。



3. 申請の方法

3. 申請の方法

3-1. 申請書類

診断機関として交付申請を行う者は以下の申請書類を提出すること。

※IT診断を実施する診断機関は、以下の申請書類に加え、【IT診断の申請書類】(P. 46参照)も提出すること。

※省エネお助け隊は、以下の申請書類に加え、【省エネお助け隊の申請書類】(P. 46参照)も提出すること。

書類名称	書式	備考
個人情報について/ 提出書類一覧	指定	特設WEBサイトから指定様式(Excel)をダウンロードし、記入例に沿って作成すること。
交付申請書	指定 (様式1)	
交付申請書 (補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の配分額)	指定 (別紙1)	
交付申請書 (役員名簿)	指定 (別紙2)	
補助事業概要説明書	指定 (別添1)	
支出計画書	指定 (別添2)	
支援活動区分別提出書類	指定 (別添3)	
専門家資格証明書類	自由	専門家が有する資格証明書(写し可)
職務経歴書	自由	特設WEBサイトから推奨様式(Excel)をダウンロード又は独自に様式を用意すること。
職員の在籍が確認できる書類	自由	体制に含める職員の雇用契約書、出向協定書、在職証明書、労働者名簿等の写し等 ※登録診断機関は、内部専門家(内部準専門家を含む)でない職員分のみ提出すること。 ※省エネお助け隊は、全職員分を提出すること。
直近2期分の会計に関する 報告書	自由	財務諸表等
登記事項証明書 ※個人事業主の場合は確定申告書	—	発行から6か月以内のもの(写し可)
消費税を補助対象とする場合の確認 書類	自由	所轄税務署への届出書や直近2期分の課税売上が分かるもの等

3. 申請の方法

【IT診断の申請書類】

書類名称	書式	備考
過去実施したIT診断に類する見積書	自由	
有料で実施したIT診断に類する報告書	自由	

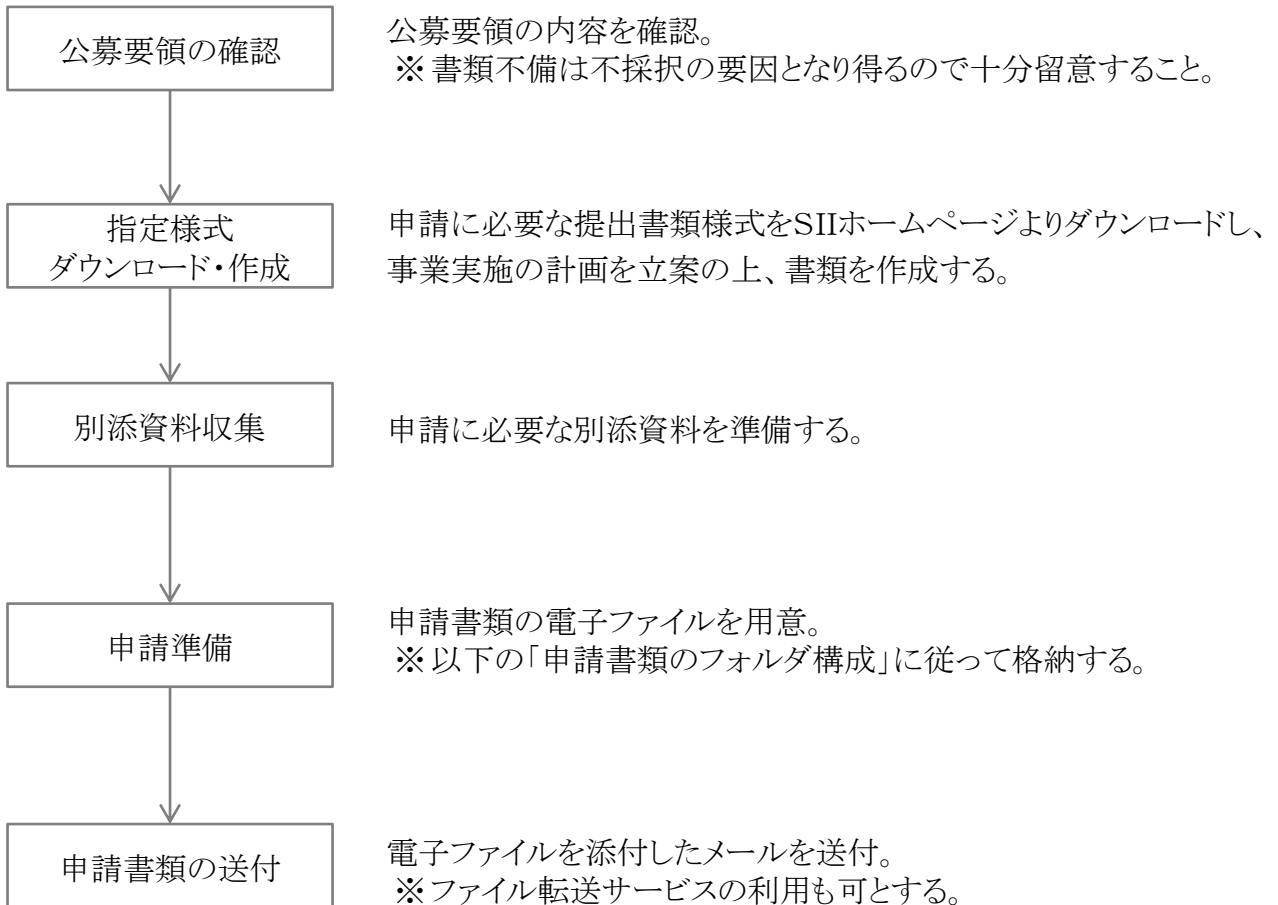
【省エネお助け隊の申請書類】

書類名称	書式	備考
拠点状況届出書	指定 (別添4)	特設WEBサイトから指定様式(Excel)をダウンロードし、記入例に沿って作成すること。
申請者の機関概要が分かる資料	自由	パンフレット、会社案内等

3. 申請の方法

3-2. 申請方法

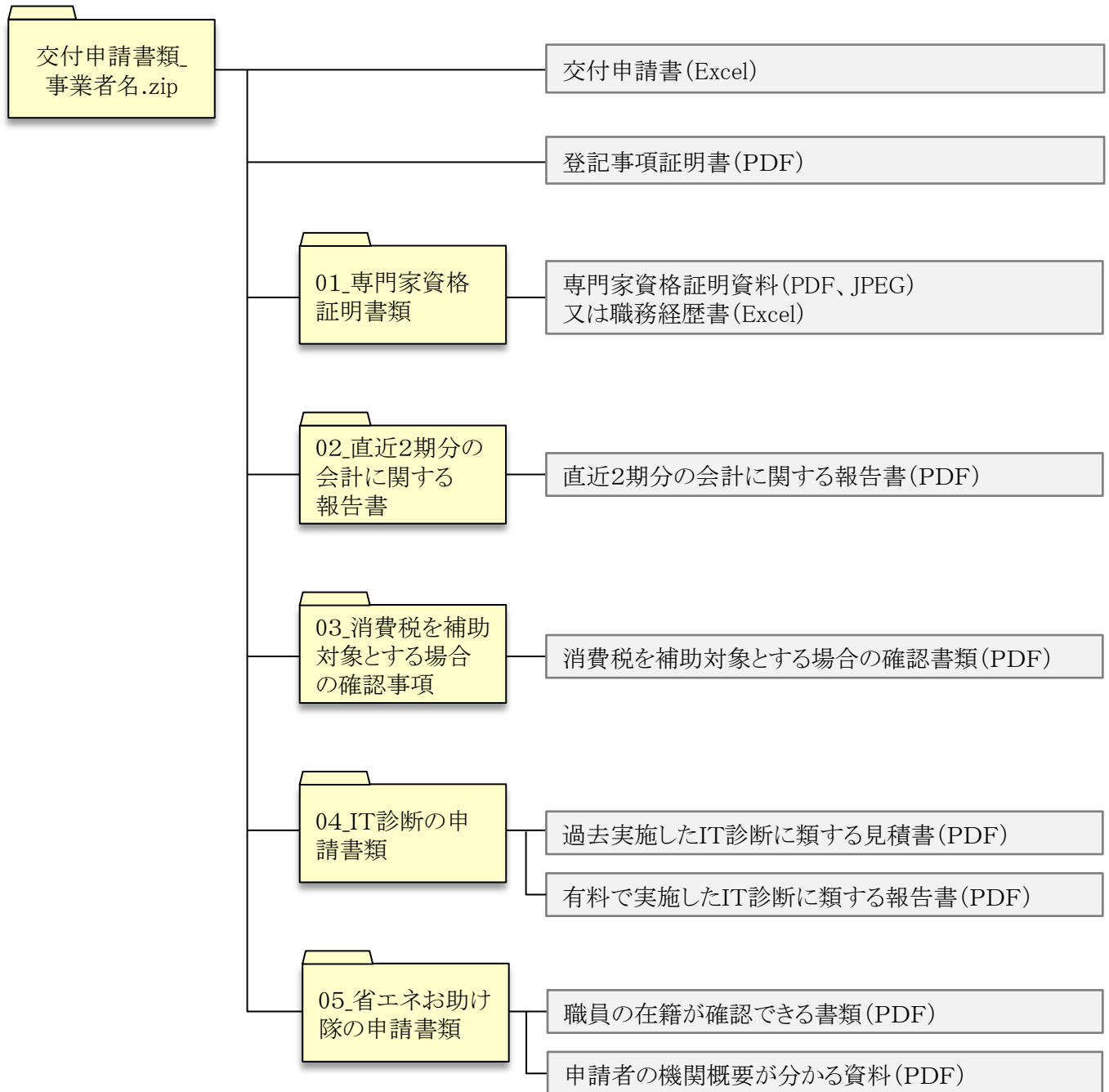
申請者は、公募期間中に申請書類を電子ファイルにて作成した上、電子ファイルをメールにて送付すること。



3. 申請の方法

【申請書類のフォルダ構成】

- 以下の指定のフォルダ階層にて格納し、zipファイルにした上で提出すること。
- ファイル名は「交付申請書類_事業者名」とすること。



3. 申請の方法

3-3. 申請書類提出期間及び提出先

(1) 申請書類提出期間

2025年3月21日(金)～2025年9月30日(火)

※ 審査期間については、申請する診断機関区分や類似事業における実績等に応じて異なる場合がある。

※ 必要に応じて面談審査を実施する。面談審査の有無、日程及び詳細については個別に通知する。

(2) 申請書類提出先

電子ファイルは、以下のメールアドレス宛てに送付すること。

<メールアドレス>

shindan@sii.or.jp

<件名>

(事業者名)【交付申請書】令和6年度補正 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業

<宛先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断事務局 宛

(3) お問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ
省エネ診断事務局 お問い合わせ窓口

TEL:0570-000-680(ナビダイヤル)

※IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-0413

受付時間:平日10:00～12:00、13:00～17:00(土曜・日曜・祝日を除く)

別紙 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」といいます。)は執行する令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)(以下、「本事業」といいます。)の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、「本事業の交付決定を受けた補助事業者(以下、「補助事業者」といいます。)」は同意するものとします。

SIIの個人情報保護方針(プライバシーポリシー)は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

2-1. 補助事業者の情報

SIIは、本事業の実施期間に、補助事業者から以下の情報を取得します。以下の取得情報に外部委託先等の情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して補助事業者が委託先等へ適切な同意を取得するものとします。

- ① 補助事業者(省エネお助け隊)に所属する職員または個人事業主の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、健保等級、雇用条件、給与情報、写真データ、保有資格、職務経歴書、所属先名称
- ② 補助事業者(登録診断機関)に所属する職員または個人事業主の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、保有資格、職務経歴書、所属先名称
- ③ 補助事業者から委嘱を受けた外部専門家及びセミナー講師等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、保有資格、職務経歴、口座情報、所属先名称等の情報
- ④ その他、本事業に必要な情報

2-2. 支援対象者※1及び本事業で連携する団体等の情報

SIIは補助事業者から、支援対象者等の以下の情報について提供を受けます。補助事業者はSIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して支援対象者等から適切な同意を取得するものとします。

- A) 本事業において省エネ診断等を受診する中小企業等に所属する職員の氏名、メールアドレス、住所、電話番号等の情報
- B) 支援対象者の工場・ビル等における使用設備、またその台数、稼働状況等の情報
- C) 支援対象者の工場・ビル等におけるエネルギー使用量、及びエネルギー削減ポテンシャル等の情報
- D) 補助事業者が本事業で連携する団体等の職員の氏名、電話番号、メールアドレス
- E) その他、本事業の執行に必要な情報

※1 個人事業主を含む

3. 利用目的

SIIは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ③ 本事業の広報ツール及び資料への掲載
- ④ 本事業における支援活動状況の確認、効果分析
- ⑤ 省エネルギー・省CO2に資する調査・研究等
- ⑥ 担当省庁への報告業務
- ⑦ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

SIIは「2.」で取得した情報を、以下の場合及び「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、下表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の申請状況・効果分析 その他省エネ・省CO2に資する調査・研究 	2-1. ①、②、③ 2-2. A)、B)、C)、D)	メール、Webストレージ等	
一般	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の理解促進 	事業者名、交付決定金額等 2-2. B)、C) (個人情報を除く)	SIIが提供するWebページへの掲載	
省エネお助け隊への申込希望者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定における情報収集 	2-1. ①(但し、補助事業者に所属する職員の氏名、メールアドレス、写真データのみ)	SIIが提供するWebページへの掲載	
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人	<ul style="list-style-type: none"> 学術・研究・調査・商品/サービス開発等 	2. 2-1 ①～③の住所のうち、市区町村まで 2. 2-2 B)、C) (個人情報を除く)	メール、Webストレージ等	提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ
経済産業省、及び経済産業省の事業の業務委託先又は直接補助事業者、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な政策立案及び政策の効果検証 	2-1. ①、②、③、 2-2. A)、B)、C)、D)	メール、Webストレージ等	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う。

※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱わない。

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で本事業における実績・成果の公表等を目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは以下の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

公募に関する問い合わせ、相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ
省エネ診断事務局 お問い合わせ窓口

TEL:0570-000-680(ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-0413

<https://sii.or.jp>

<受付時間:平日10:00~12:00、13:00~17:00(土曜・日曜・祝日を除く)>
通話料がかかりますのでご注意ください。